第４号議案

# 令和６年度　事業計画

１　交通安全活動の推進に関する事業

(1) 交通安全町民総ぐるみ運動の推進

交通事故の撲滅を目指し、安全で快適な交通環境を整備するため、「思いやり」と「ゆずりあい」の心を育てるよう交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を呼びかけ、以下を重点項目として推進する。

○　子供と高齢者の交通事故防止対策の推進
○　道路横断中の交通事故防止対策の推進
○　交差点の交通事故防止対策の推進
○　乗車用ヘルメットの着用を始めとする自転車の安全利用の促進
○　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
○　夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進
○　飲酒運転の根絶

(2) 「交通安全の日」（毎月 20 日）・「高齢者交通安全の日」（毎月 10 日）における活動の推進

(3) 各季における交通安全運動の推進

ア　春の全国交通安全運動…４月６日（土）～４月 15 日（月）
イ　自転車月間…５月１日（水）～５月 31 日（金）
ウ　秋の全国交通安全運動…９月 21 日（土）～９月 30 日（月）
エ　夕暮れ時の早めのライト点灯･前照灯のこまめな切り替えキャンペーン…10 月１日（火）～12 月 31 日（火）
オ　年末の交通安全県民運動…12 月 21 日（土）～12 月 31 日（火）

(4) 広報活動の推進

ア　広報「みなみうわ」・交通白書の発行
イ　各種チラシの配布
ウ　のぼり旗・交通安全旗等の掲揚
エ　広報車による広報の実施

(5) 交通安全用品の普及促進

ア　反射物品の配布
イ　チャイルドシートの貸出

(6) 交通安全教育の推進

ア　交通安全教室・講習会の実施
イ　交通安全作文の募集

(7) 自動車教習所における交通安全活動の推進

入所生をはじめ地域住民に対し、交通安全思想の普及と交通安全教育活動の推進を目的とした次の諸施策を推進する。

ア　交通安全思想の普及と交通安全教育活動の推進

○　入所生に対し、教育指針に基づく効果的な交通安全教育の徹底

○　春、秋の全国交通安全運動に合わせた取り組みの推進

○　地域における交通安全教育センター活動の推進

イ　交通安全広報活動の推進

○　指定自動車教習所広報月間「指定自動車教習所の日」の活動推進

○　広報月間における「教習所一日開放」を伴う各種イベントの実施

○　懸垂幕、立看板の作成提出

○　交通安全旗の掲出

○　卒業生に対するレター作戦の実施

○　入所生を媒体とする、家庭への安全意識の浸透

(8) 交通安全施設の補修、整備

道路の点検・清掃等の実施

(9) 運転経歴証明書申請手数料助成事業の実施（早期自主返納対象）

ア　申請手数料・郵送料の助成

イ　申請書に添付する写真の撮影

(10) 表彰

交通安全功労者等表彰対象者・対象団体の選考、表彰

ア　警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

(ｱ)　交通栄誉章「緑十字金章」

(ｲ)　交通栄誉章「緑十字銀章」

イ　全日本交通安全協会長表彰

(ｱ)　優良団体等

(ｲ)　交通栄誉章「緑十字銅章」

ウ　中国四国管区警察局長・四国交通安全協会長連名表彰

エ　愛媛県警察本部長・愛媛県交通安全協会長連名表彰

オ　愛南警察署長・南宇和交通安全協会長連名表彰

2　教習所関係事業

(1) 教習所の健全、適正運営の推進

教習所の健全かつ、適正な運営を期するため次の諸活動を推進する。

ア　入所生の確保

○　南宇和高校・その他の高校との良好な協力体制の確保

○　タウン誌「きっとく」に掲載

○　宇和島地区の勧誘活動強化（広告・高校、知人等訪問営業）
○　高校３年生・大学進学家庭等に対する地元への地道な勧誘活動
○　教習所独自の交通安全教室や地域奉仕活動を通じて勧誘活動
○　教習生を媒体とした勧誘活動
○　ホームページ等による広報活動の推進
○　Twitter・Instaによる情報の発信（教習所の様子・合宿免許等）
○　合宿免許をより確実な物とする為の営業活動

イ　運営委員会の開催

定期及び必要に応じて運営委員会を開催して審議検討し、適正の万全を期する。

ウ　適正な労務管理と、福利厚生の充実

○　定期健康診断の実施
○　１年単位の変形労働時間制の完全実施
○　時差出勤の実施
○　各種社会保険への加入
○　給(貸)与品の支給

(2) 職員の資質及び教習水準の向上

指導員の資質を向上し、教習水準を高めて「魅力ある教習所」を目指し、次の事項を実施する。

ア　独自の教養計画による定期教養の実施
イ　個人目標設定による自己啓発意識の高揚
ウ　各種講習、研修会への派遣参加
エ　指導員、検定員の立会研修の実施
オ　高齢者講習制度の習熟と適正運用
カ　未取得の検定(教習)資格取得
キ　教習関係諸規定の精通と正しい運用
ク　月刊教養誌「自動車学校」の購読
ケ　朝礼時の「一口教養」の実施
コ　教習マナーの指導徹底

(3) 施設及び教材の整備充実

教習業務を適正かつ効果的に推進するため次の事項を行う。

ア　教習車両の点検整備
イ　教室・場内コースの整備
ウ　教習器材の点検整備
エ　学科教習用関係図書類等の充実
オ　老朽看板、標識類の補修、取替

(4) 各種事故防止対策の推進

全職員が信用と信頼を得るため、各種事故防止に留意し、次の事項の徹底実践に努める。

ア　職員に対する職責の自己徹底
イ　総合補償保険制度の充実
ウ　ＡＥＤの備付と職員への周知徹底
エ　教習車両、送迎車の点検整備等事故防止対策の徹底
オ　教習マナーの指導徹底
カ　入所生等の苦情に対する適正な処理
キ　道路危険場所の発見と関係機関への通報・改善要求
ク　個人情報保護法に対応する情報管理体制の確立
ケ　「えひめ無事故無違反１、２、３コンテスト“2024”」への参加

３　免許委託事務に関する事業

(1) 事務局

愛媛県交通安全協会からの再委託による次の免許関係事務を適正に行う。

ア　運転免許更新に関する事務
イ　運転免許証交付申請（新規・併記・失効免）に関する事務
ウ　運転免許証交付申請（原付試験申込）に関する事務
エ　運転免許証再交付申請に関する事務
オ　運転免許証記載事項変更届に関する事務
カ　運転免許更新時講習における業務

(2) 教習所

公安委員会の委託を受けて実施する免許事務などの適正且つ効果的な推進を図る。

ア　初心運転者講習の適正かつ効果的推進
イ　免許取得時講習の効果的推進
ウ　高齢運転者講習(法定、任意)の適正かつ効果的推進
エ　原付免許取得時講習の適正かつ効果的推進
オ　各技能検定の厳正かつ適正な推進
カ　仮免許試験事務の適正な推進

４　証紙販売に関する事業

愛媛県収入証紙の販売を適正に行う。

５　一般社団法人運営管理

(1) 会　議

下記の会を開催し、重要事項の審議決定を行う。

ア　総会
イ　理事会
ウ　その他委員会等
(2) 業務改革
諸規程の整備、教習所事業の公益化、各事業支出の見直しを継続して行う。